

令和7年度 青少年水産教室漁業士派遣事業実施要領

1 目的

県は、青少年に本県水産業への理解と親しみを深めてもらうとともに、将来における漁業就業の一助とするため、県内各地において漁業者リーダーとして活躍している漁業士と連携して、小中学校又は高等学校等が開催する青少年水産教室に漁業士を講師として派遣する。

2 漁業士の派遣手続

漁業士の派遣を希望する小中学校又は高等学校等の長は、別に定める期日までに別記様式1により所管の水産事務所等に派遣申請をするものとする。

所管水産事務所等は管内の状況を調整し、関係漁業士と協力して漁業士派遣の可否を決定の上、別記様式2により申請者に通知する。

3 水産業普及指導員の役割

水産業普及指導員は、漁業士派遣を決定した小中学校又は高等学校等及び関係漁業士と連携して青少年水産教室における学習内容を企画立案する。

水産業普及指導員は、青少年水産教室に立ち会い、円滑な授業進行に協力する。

水産業普及指導員は、青少年水産教室の終了後、速やかに別記様式3により報告書を作成し、水産課に提出する。

4 漁業士への謝礼

県は、予算の範囲内において講師を務めた漁業士に対し以下の謝礼を支給する。

所管する水産事務所（水産課）の管内に派遣した場合：講義1回につき5,000円/人

所管する水産事務所（水産課）の管外に派遣した場合：講義1回につき7,000円/人

5 その他

この要領に定めのない事項については、県及び関係者により協議して定めるものとする。